

第9章 メディアにおける男女共同参画の推進

1 現状と課題

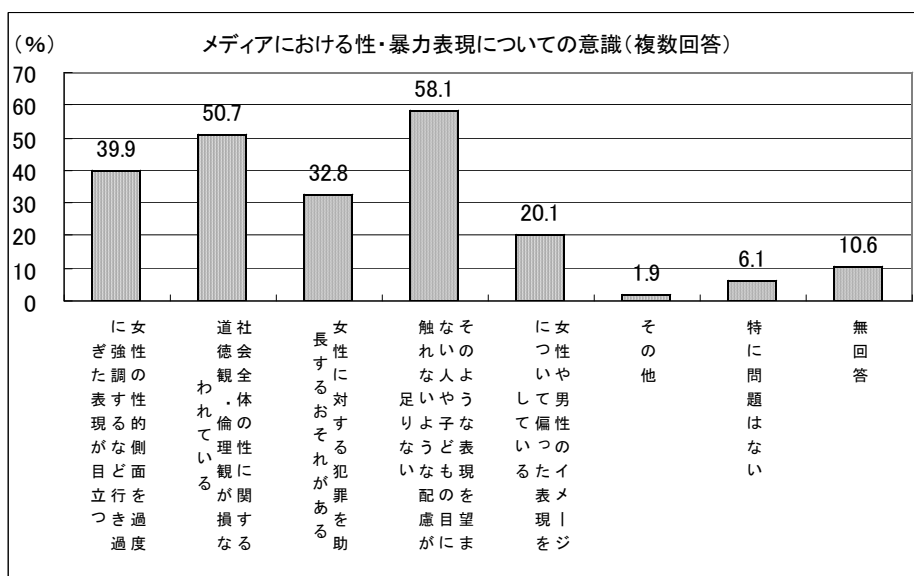
(1) 男女の人権を尊重した表現の推進

情報網の進展によりメディアによってもたらされる情報が社会に与える影響が大きくなる中、一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、固定的な性別役割分担にとらわれた表現が見受けられることから、不快な表現に接しない自由に十分な配慮を払うことが求められている。

また、性や暴力に関する有害情報がインターネット等で発信されたり、有害図書類等が販売されるなどの有害環境を浄化していく対策が求められている。

(2) 広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

メディアが人権尊重の視点に立ち、性差別的な表現をなくすための自主的な取組が行われるよう、働きかけることが必要である。またメディアからもたらされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力（メディア・リテラシー）の育成・向上を図る必要がある。



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成 17 年）

2 施策の実施状況

(1) 男女の人権を尊重した表現の推進

事業名	概要	当初予算額（千円）		課(室)名
		平成21年度	平成20年度	
青少年健全育成条例 運営推進事業	「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の非行防止と健全育成を推進する。 ○20年度実績 有害図書類の指定 42件 有害興行の指定 91本 立入調査 延べ 1059件	5,626	5,641	こども家庭課

(2) 広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

事業名	概要	当初予算額（千円）		課(室)名
		平成21年度	平成20年度	
	※ 県の作成する広報、出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の推進	*	*	全部局

(注)「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

3 今後の取組

県民政策部では、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、県及び市町村が男女共同参画の視点に立った表現の推進に努めるよう働きかけるとともに、メディア・リテラシーの育成・向上を図っていく。